

報道発表資料

令和 8 年 9 月 16 日  
独立行政法人国民生活センター

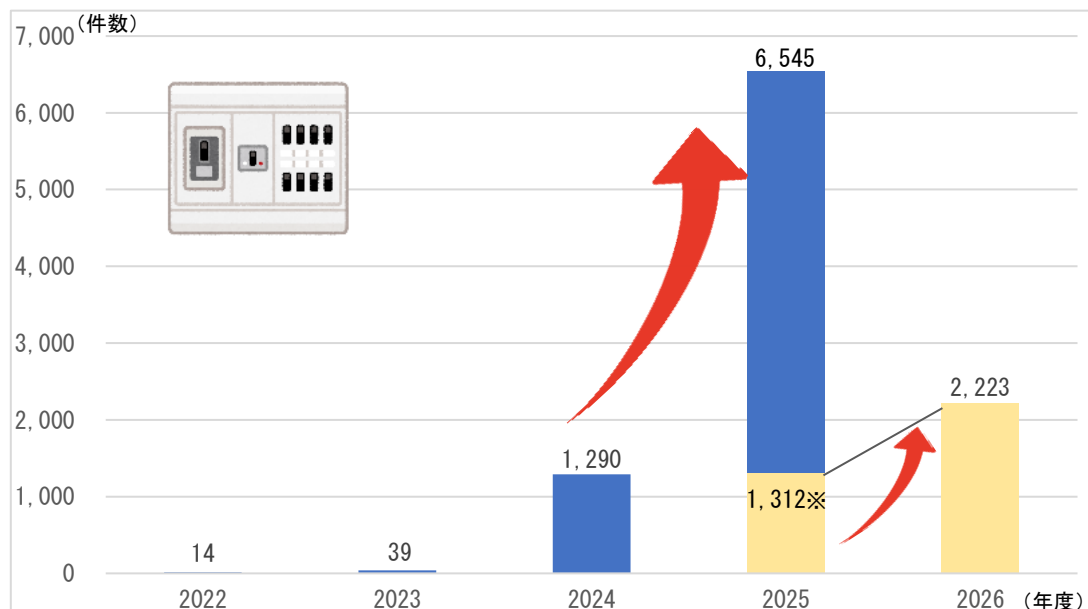
**分電盤の点検商法にご注意ください**  
**－相談が各地に広がり増加しています－**

国民生活センターでは以前にも分電盤の点検商法に関する注意喚起情報<sup>1</sup>を公表しましたが、その後も分電盤の点検商法に関する相談が引き続き寄せられ、2025 年度は前年度の約 5 倍となっています（図 1）。

契約当事者の地域ブロック別にみると、2024 年度に南関東で目立っていた相談が、2025 年度には南関東だけでなく北関東や九州北部を含め各地で急増し、地域的な広がりもみられます（図 2）。また、2025 年度の相談を契約当事者の年代別にみると、70 歳以上で 8 割を超えており（図 3）、高齢者に特に注意してほしいトラブルです。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のため、各地から寄せられる相談事例を紹介し、あらためて消費者に注意を呼びかけるとともに、関係機関へ要望を行います。

図 1 PIO-NET<sup>2</sup>にみる分電盤の点検商法に関する年度別相談件数



※2025 年度同期件数（2025 年 7 月 31 日までの PIO-NET 登録分）は 1,312 件

<sup>1</sup> 「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意－2024 年度に急増しています－ [2025 年 1 月 15 日：公表]  
[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115_1.html)

<sup>2</sup> PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は 2026 年 7 月 31 日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

図2 契約当事者の地域ブロックの変化<sup>3</sup>

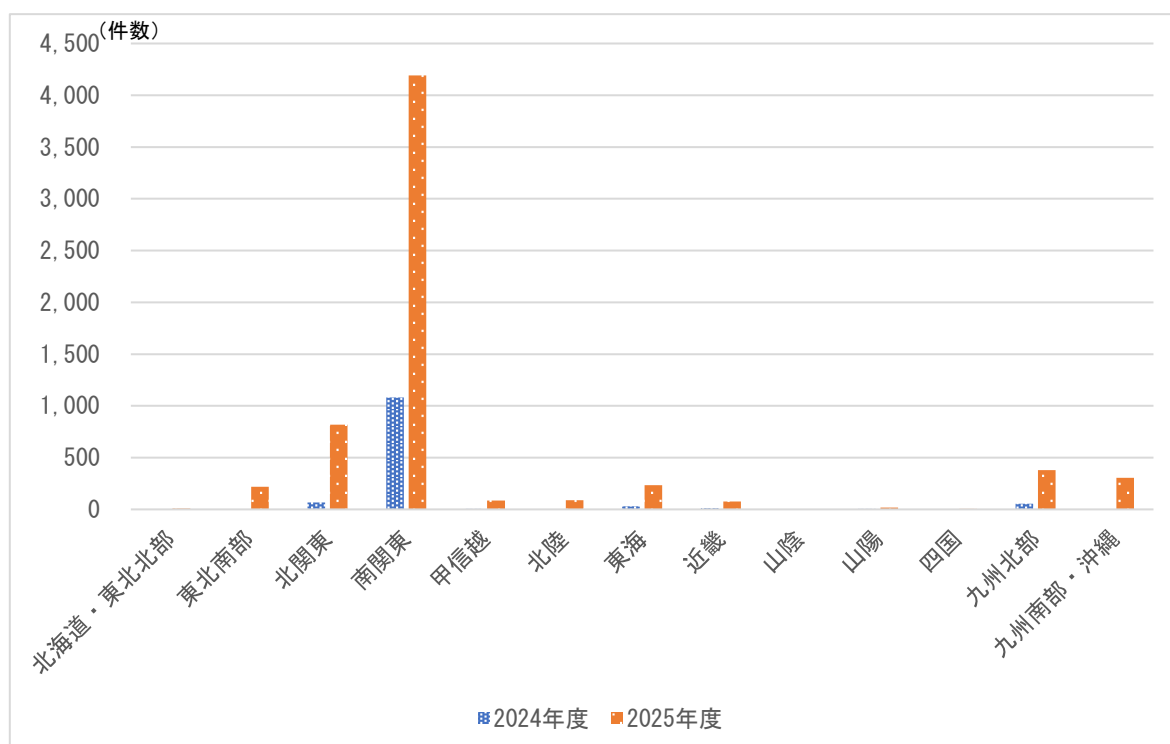
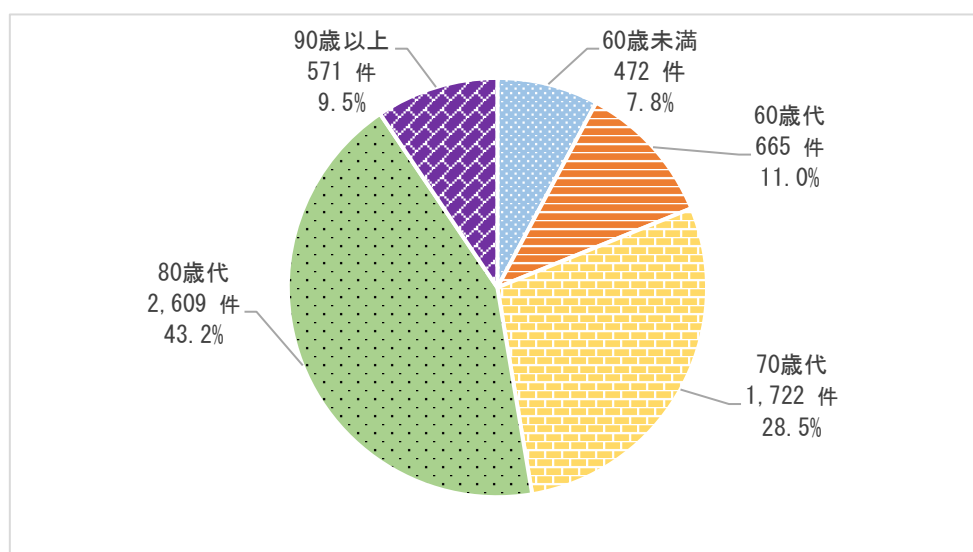


図3 契約当事者年代別<sup>4</sup> (2025 年度、n=6,039)



<sup>3</sup> 不明・無回答等は除く。2024 年度、2025 年度受付 (2026 年 7 月 31 日までの登録分) を分析。なお、各地域ブロックに含まれる都道府県は次の通り。【北海道・東北北部】(北海道・青森・岩手・秋田)、【東北南部】(宮城・山形・福島)、【北関東】(茨城・栃木・群馬)、【南関東】(埼玉・千葉・東京・神奈川)、【甲信越】(新潟・山梨・長野)、【北陸】(富山・石川・福井)、【東海】(岐阜・静岡・愛知・三重)、【近畿】(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)、【山陰】(鳥取・島根)、【山陽】(岡山・広島・山口)、【四国】(徳島・香川・愛媛・高知)、【九州北部】(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分)、【九州南部・沖縄】(宮崎・鹿児島・沖縄)

<sup>4</sup> 不明・無回答等は除く。2025 年度受付 (2026 年 7 月 31 日までの登録分) を分析。なお、割合の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため合計が 100%にならない場合がある。

## 1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

### 【事例1】電力会社を名乗る業者の点検後に交換工事を契約したが不審だ

突然大手電力会社を名乗り、無料点検に来たと来訪があった。業者が家に入り分電盤を確認した後「古いので交換が必要」と言われ、約20万円の分電盤交換工事の契約をした。しかし、業者が帰ってからよく考えると、1か月前に法定点検を受けており、その際に異常なしと言われていた。不審なのでクーリング・オフをしたい。

（2025年12月受付 80歳代 男性）

### 【事例2】市役所から依頼されたという業者とブレーカーの交換契約をした

「市役所から依頼されてブレーカーの点検に行く」と電話があった。業者が自宅に訪問し、ブレーカーを点検し、「機器が古く、ホコリもたまっていて危ない。機器には使用期限があるので替えた方が良い」と言われ、約12万円で交換の契約をした。その後、近所の電気工事業者に話をしたところ、聞いたことのない業者なので、市役所に確認した方が良いと言われた。本当に市で依頼している業者なのだろうか。

（2026年2月受付 70歳代 女性）

### 【事例3】法律で耐用年数が決まっていると言われ分電盤交換の契約をした

「電力会社のものですが分電盤の点検に伺います」と電話がかかってきて、法定点検だろうと思い、来訪を承諾した。点検してもらおうと「分電盤の耐用年数は法律で15年と決まっている。漏電したら大変なことになる」と交換を勧められ、約14万円で分電盤交換工事の契約をした。業者が帰った後、家族に相談したところ、契約先の電力会社に点検の有無を確認した方が良いと言われ、電力会社に確認したところ関係のない業者とわかった。クーリング・オフをしたい。

（2025年9月受付 70歳代 女性）

### 【事例4】点検を受けた後、分電盤交換費用を現金で支払ったが契約書を受け取っていない

独居の高齢の父が業者から「分電盤の点検をする」という電話を受け、自宅への来訪を承諾したようだ。後日業者が来訪して点検した後「古いので交換した方が良い」と言われ、分電盤交換工事の契約をしたようだ。代金約20万円は現金で支払ったと言う。しかし、見積書や契約書面等は受け取っていないようで、不審な業者と高額な契約をしたと感じているようだ。減額してほしいが、どうすればよいか。

（2026年5月受付 90歳代 男性）

## 2. 消費者へのアドバイス

### （1）電話等で点検を持ち掛けてくる業者には安易に点検させないようにしましょう

原則として電力会社が法定点検の日時を電話でお知らせすることはありません。書面等で点検の案内を受けた場合には、相手の所属や点検の目的・根拠を確認し、不安な場合には管轄の電力会社（一般送配電事業者）等を確認するようにしましょう。

電話等で点検を持ち掛けてきた業者に点検をさせると、業者の勧誘トークに乗せられ望まない契約をしてしまう可能性があります。業者から電話等で点検を持ち掛けてきても安易に応じず、

周囲の人に相談したり、業者を調べたりして慎重に対応しましょう。

## （２）点検した業者とその場で契約しないようにしましょう

点検の結果、分電盤やブレーカーの交換が必要と言われ、不安をあおられても、その業者の話だけを聞いてその場ですぐに契約しないようにしましょう。住宅用分電盤の使用期限を定めた法律はありません。分電盤の交換を検討する場合は、複数の業者に見積もりを取り、機能や価格を十分に確認した上で契約しましょう。分電盤の交換は、電気工事士の資格が必要な工事ですので、信用できる業者に依頼することが大切です。

分電盤の状況を確認したい場合には、地域の電気工事店等に相談しましょう。

## （３）クーリング・オフ等ができる場合もあります

点検するために訪問した業者と契約してしまった場合でも、特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフできます<sup>５</sup>。本来望んでいない契約をしてしまったなどの場合には、速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法（メールなど）により通知しましょう。

また、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても勧誘方法に問題がある場合など、解約できること<sup>６</sup>もあります。

## （４）法定点検では、点検後に調査員が分電盤の交換工事の契約を持ち掛けることはありません

電気事業法に基づき一般家庭で４年に１回行われる電気の法定点検は無料であり、身分証明書を携帯した電力会社（一般送配電事業者）または電力会社から委託を受けた登録調査機関の調査員が点検を行います。点検を受ける場合は、相手の所属や点検の目的・根拠を示してもらいましょう。法定点検では、点検後に調査員が分電盤の交換工事の契約を持ち掛けることはありません。分電盤は経年劣化により故障する可能性もあるので、まずは法定点検について知り、法定点検のお知らせが来た際には点検を受けるようにしましょう。

## （５）不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう

様々な災害を口実にしたトークで不安をあおり、点検を持ち掛けることもあるので注意が必要です。少しでも不安を感じたり、不明な点があれば早めに家族や知人・最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

### \* 消費者ホットライン：「１８８（いやや!）」

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の３桁の電話番号です。

<sup>５</sup> 販売業者等から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合も、特定商取引法の訪問販売に該当すると考えられる。「特定商取引法ガイド」<https://www.no-trouble.caa.go.jp/law/r4.html>

<sup>６</sup> 例えば、契約の大切な部分について事実と違うことを告げられたことにより、消費者が誤認して契約の申込み等の意思表示をした場合には、誤認していたことに気づいた時から１年間又は契約締結時から５年間は、当該意思表示の取消しができる。

### ＜身近な高齢者を守るために＞

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がかうかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことがとても重要です。消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

### 3. 関係機関への要望

分電盤の点検商法に係るトラブルが急増していることを踏まえ、分電盤を含む電気設備の法定点検に関する正確な情報の提供や、点検商法に係る消費者への啓発について、消費者が安心して点検を受けられる環境の整備に向け、当センターおよび関係機関との連携を一層推進していただくよう要望します。

#### 【要望先】

- ・経済産業省（法人番号4000012090001）
- ・一般社団法人送配電網協議会（法人番号 4010005039847）

### 4. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）
- ・電気事業連合会（法人番号 2700150002970）
- ・電気保安協会全国連絡会（法人番号なし）

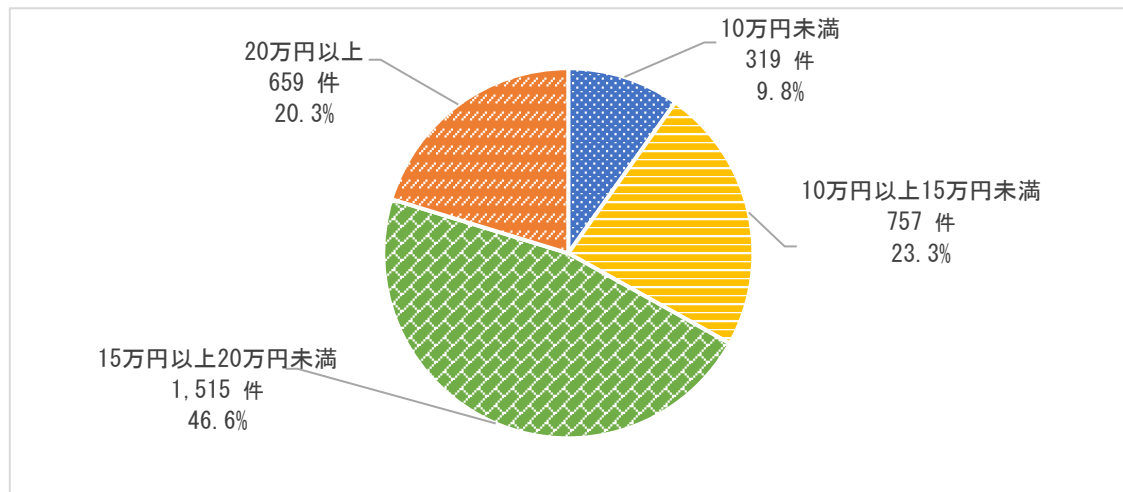
## 参考資料

### 1. PI0-NET における分電盤の点検商法に関する相談の傾向

#### (1) 契約購入金額

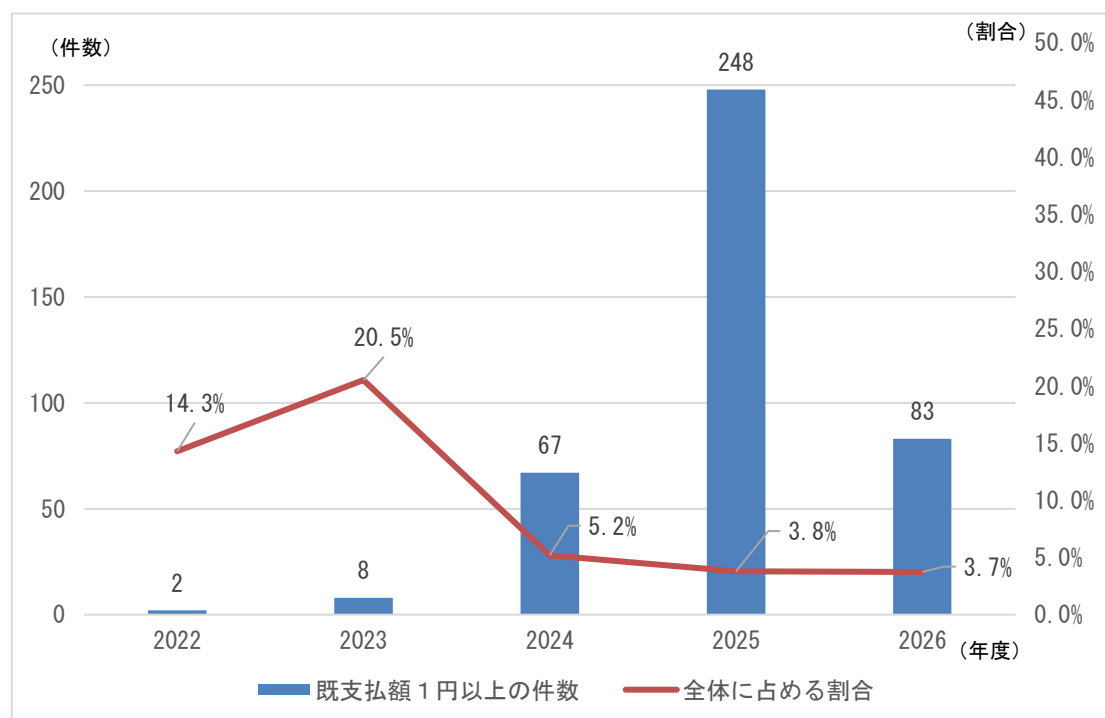
15 万円以上 20 万円未満が最も多く、平均は約 18 万円です。

図 5 契約購入金額別<sup>7</sup> (n=3, 250)



#### (2) 既支払額が 1 円以上の相談

図 6 既支払額が 1 円以上の相談件数および相談全体に占める割合の推移<sup>8</sup>



<sup>7</sup> 不明・無回答等は除く。2025 年度受付分（2026 年 7 月 31 日までの登録分）を分析。なお、割合の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため合計が 100%にならない場合がある。

<sup>8</sup> 2026 年 7 月 31 日までの登録分。

## 2. 関係機関からの注意喚起

- ・ [電気設備の点検等を装った訪問者に御注意ください](#)（経済産業省）
- ・ [4年に一度のお客さま電気設備の安全調査の際のご注意事項について](#)（一般社団法人送配電網協議会）